

セミナーのご案内

# 経営者向けセミナーのご案内

グロースセミナー第7弾

受講料  
無料

## 【第1部】弁護士が教える「失敗しない」ための契約書チェックポイント

～見落とししていたでは済まされない!今見直すべき契約条項～

担当 弁護士 谷川 安徳

## 【第2部】債権回収において知っておくべき3つのポイント

～いざという時からでは間に合わない?債権回収時に”必ず”知っておくべき事項～

担当 弁護士 徳田 聖也

会社を運営するうえで契約トラブルは避けて通れません。しかし、自社の契約書を整えることで、そのリスクを最小限に減らし、また自社への損害を少なくすることが可能です。また、契約書はビジネスを行う上での根幹となる、重要な書類です。契約書一つで、会社の売上、利益が大きく変わってしまうこともあります。こうしたリスクから身を守るため、「使える」契約書を整備し、整えておく必要があります。今回のセミナーでは自社の契約書を整えるにあたり、どのような事項についてチェック

が必要かについて、弁護士が解説いたします。第二部では、いざ債権回収が必要になった際に、どのような事項についていつから知っておかなければならないのか、どのような準備が必要なのかについて弁護士が解説いたします。債権回収は、回収の時期や方法によって、回収できる金額に大きな差が出ることもあります。適切な債権回収の方法を知り、自社の利益を守る体制作りについても、解説いたします。

日時

2019年 9月12日(木)  
14:00~16:00

会場

三甲大阪本町ビル 3階会議室

〒541-0053 大阪市中央区本町2丁目3番8号

■会場までのアクセス

【最寄駅】 堺筋線 堺筋本町 徒歩2分  
御堂筋線 本町 徒歩5分

講師紹介



弁護士 谷川 安徳

■経歴

平成11年3月  
立命館大学大学院法学研究科博士  
前期課程修了  
司法修習:54期  
平成13年10月弁護士登録  
(大阪弁護士会)

■役職等

民事調停官  
(大阪地方裁判所H22.10~H24.9)  
甲南大学法科大学院特別講師  
(H16.4~H21.3)等



弁護士 徳田 聖也

■経歴

平成18年3月  
同志社大学文学部卒業  
平成21年3月  
立命館大学法科大学院修了  
司法修習:新63期  
平成22年12月弁護士登録  
(大阪弁護士会)

■講演歴

介護事業所向けセミナー  
「必ず役に立つ相続・後見セミナー」  
融資を受けやすい事業計画書  
作成セミナー



◀事務所ホームページからも  
お申し込み案内しております。



## ●発行

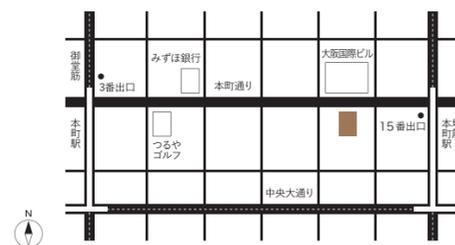
グロース法律事務所

〒541-0053

大阪市中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階

TEL 06-4708-6202 FAX 06-4708-6203

Access



時代を切り開くすべての経営者のために

# News Letter

グロース法律事務所 ニュースレター

2019年  
7月号

7月号コラム

## 企業間取引でいよいよ準備が必要 ～改正民法で押さえておくべき3つのポイント～

弁護士 谷川 安徳



Point 1 改正民法(改正債権法)の概略を知る

Point 2 平常時の債権管理に大きな影響が生じる内容を知る

Point 3 契約責任の改正内容を知り、リスク軽減を図る

### 1 はじめに～いよいよ来年4月1日に施行

既に報道等でご案内のとおり、平成29年(2017年)5月26日、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)が成立し、いよいよ来年、令和2年(2020年)4月1日に施行予定となりました。

民法のうち債権関係の規定(契約等)は、明治29年(1896年)に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正がなされなかった規定です。

今回の改正は、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しが行われました。また、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から、実務で通用している基本的なルールを適切に明文化する目的でも行われた改正です。

その結果、日常使うことのない「瑕疵」という文言も、今回の債権法改正によって見直され、条文上の文言としては無くなりました。

改正民法が適用される契約書を作成する場合には、当然ながら改正民法の文言と解釈を意識する必要があります。

### 2 施行日までに何を準備するか

【債権法改正の概要】

消滅時効 見直し	法定利率 見直し	保証 見直し	債権譲渡 見直し	定型約款 新設	意思能力 制度 明文化
意思表示 見直し	代理 見直し	債務不履行による 損害賠償の帰責 事由 明確化	契約解除の 要件見直し	売主の 瑕疵担保責任 見直し	原始的不能の場合 の損害賠償規定 新設
債務者の責任財産 保全のための制度 見直し	連帯債務 見直し	債務引受 見直し	相殺禁止 見直し	弁済 (第三者弁済) 見直し	契約の 基本原則 明記
契約の成立 見直し	危険負担 見直し	消費貸借 見直し	貸借借 見直し	請負 見直し	寄託 見直し

今回の債権法改正では、主に、上記の表のとおりの見直しや新設、これまでの解釈等の明確化がなされました。

改正民法が適用される契約関係ですが、原則的には、2020年4月1日施行日以後の取引について、改正民法が適用されるとの理解で良いのですが、とはいつても、継続的な取引の場合には、

ある取引は旧民法が適用され、ある取引については改正法が適用されるという複雑な関係が生じる可能性があります。

これに伴って、

- これまでの契約の見直しが絶対に必要となるもの
- 見直した方が良いもの
- 見直さなくても法律関係の内容自体には影響のないもの
- 法改正とは無関係のもの

等々の分析を行っておく必要となります。

また、消滅時効、法定利率、契約責任の内容といった企業間取引に大きく関係する法改正の内容については、平常時の債権管理としても、そのポイントを押さえておくことは必須ですので、ご注意ください。

### 3 主な改正内容

2はいずれも重要な改正内容を含みますが、本稿では、消滅時効と契約責任に関し、主な改正内容としてご説明致します。

#### (1) 消滅時効

消滅時効制度に関しては、

- ①職業別の短期消滅時効の見直し
- ②生命・身体への侵害による損害賠償請求権の時効期間の長期化
- ③時効の完成を阻止する手段の規定の見直しについて、改正がなされました。

①については、現状以下の規定となっており、民法と商法、そして職業別に時効期間が様々でした。

	起算点	時効期間	対象
原則	権利を行使することができる時から	10年	個人間の貸金債権
職業別	同上	1年	飲食代等
		2年	弁護士報酬等
		3年	医師等の診療報酬
商事	同上	5年	商行為によって生じた債権

しかし、このような区別の合理性が十分に存しなくなったことから、改正民法においては、以下のとおり、時効期間について全体の統一化がなされました。

	起算点	時効期間
原則	知った時から	5年
	権利を行使することができた時から	10年

また、②に関しては、生命・身体は重要な法益であり、これに関する債権は保護の必要性が高いことや、治療が長期間にわたるなどの事情により、被害者にとって迅速な権利行使が困難な場合があるという批判があったことから、以下のとおり、生命・身体への侵害による損害賠償請求権の時効期間が長期化されることとなりました。

	起算点	時効期間
債務不履行に基づく損害賠償請求権	権利を行使することができることを知った時から	5年
	権利を行使することができる時から	10年
不法行為に基づく損害賠償請求権	損害及び加害者を知った時から	3年
	不法行為の時から(=権利を行使することができる時から)	20年
生命・身体への侵害による損害賠償請求権	知った時から	5年
	権利を行使することができる時から	20年

そして、③は時効の完成を阻止する仕組みですが、これについては、これまでの「停止」「中断」という文言を変更し、以下のとおりの文言で再構成されました。

中断 ⇒	更新	時効期間をリセットして1から時効期間を再スタートさせるもの
停止 ⇒	完成猶予	一定期間が経過する時点まで時効の完成を延期するもの

また、実務上の利用があり得る重要な改正として、「協議を行う旨の合意による時効の完成猶予」が設けられました。

これは、合意書面を作成したときは、原則的には(1)合意から1年間、(2)合意において定めた1年内の協議期間、(3)当事者の一方が協議続行の拒絶書面を通知したときから6か月間のいずれか早い時期までは消滅時効は完成しないとされるというものです。

これによって、時効の完成を阻止するために法的手段として訴訟を提起せざるを得なかったこれまでの実務が不要となるなど、債権管理の手法としては、これまでの負担を軽減させる内容となり得るものとなりました。

#### (2) 契約責任の見直し

売買契約に関する改正としては、

- ①債務不履行による損害賠償の帰責事由の明確化
- ②契約解除の要件に関する見直し
- ③売主の瑕疵担保責任

に関する見直しがなされました。

本稿では紙幅の関係上すべてに触れることが出来ませんが、このうち、③について解説を行いたいと思います。

これまで、売買契約においては、物などを売る売主の責任として、売買の目的物に「隠れた瑕疵」がある場合に、損害賠償責任等の瑕疵担保責任が認められていました。

まず、これまで「瑕疵」という文言の意味については、様々



見解があったものの、売主には、売買契約の内容に適合した目的物を引き渡す義務があるため、「瑕疵」とは、契約の内容に適合していないこと、というのが判例の大筋の理解と言われてきました。

つまり、当事者の合意した契約の内容に適合しているか否かが問題であり、瑕疵の有無の判断基準となってきたのです。

そこで、今回の改正においては、(新562条)

「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して**契約の内容に適合しないものであるときは**、…履行の追完を請求することができる」

といった形で、「瑕疵」の用語は廃止され、文言が見直されました。少し、架空の事例で説明致します。

Xは、某有名メーカーの食器等のみを用いて飲食を提供することを売りにして、レストランをオープンさせることとしました。Yは、某有名メーカーの食器等を取り扱う販売代理店で、Xからの相談を受け、レストランで使用する某有名メーカーの食器等について、Xに販売しました。しかし、Yから納品のあった食器等には、一部ひっかきキズのようなものがある食器が混じっていました。

このような事例では、当事者同士の間で、食器等の品質や利用目的、それに応じた代金が設定されていますので、ひっかきキズがあるような食器は、従来の用語でいうと瑕疵があるということになります。

権利・救済手段	買主に帰責事由有	双方帰責事由無	売主に帰責事由有
損害賠償請求	×	×	○
解除	×	○	○
追完請求	×	○	○
代金減額請求	×	○	○

## 人と人とのつながりを大切に、一つの束になって、高みを目指し、成長する。

現在、初回のご相談はご来所いただける方に限り無料とさせていただきます。  
(企業の法務問題のご相談に限らせていただきます)

# TEL.06-4708-6202

また、買主の権利・救済手段についても、これまで規定がないことによって解釈が分かれていた内容などが見直され、以下のとおり、整理されました。

少し補足しますと、追完請求の中には、修補請求が含まれますが、これは改正前の民法には規定がありませんでした。また、代金減額請求についても規定がありませんでした。

視点を変えれば、これらの請求が出来ることが原則となりましたので、売主としての責任を軽減する観点からは、契約締結時に、契約書において明確に、例えば代金減額請求が出来ない、など規定を設けておく必要が生じました。

### 4 最後に～債権法改正を契約の見直しのチャンスと捉える!

企業の規模にかかわらず、

- 先代からの長い付き合いの先との契約なので、今更巻き直せない
- 契約を結んだ後に不利な内容を指摘されたが、一度締結してしまった契約の修正は求めにくい
- 今まで発注書、注文請書のやりとりだけだったので、契約書の作成が必要とは思っていたが、面倒だし、先方からも今までトラブルも無かったのに今更、と言われて

といった状況は、法律相談においてお伺いする内容の一例です。

今回の債権法改正は、これまでの契約書の見直しが必要な内容を含んでおりますので、実は、これまで上記のような状況であった企業にとっては、契約の見直しの良い機会とも言えます。

先手を切って契約書を準備し、今のうちに提案する、ということも、現在貴社に求められている対応の一つかもしれません。

施行日までに、まだ時間はありますので、これをチャンスと捉え、これまで以上の法務体制の構築を試みてください。

Mariya Tokuda  
Yasunori Tanigawa  
徳田 聖也 谷川 安徳

受付時間 / 9:30~17:30  
定休日 / 土・日・祝

